第 】章 建築士法

・この法律の概要と試験のポイント ―

建築士法は、建築士の資格制度を定めるとともに、設計・工事監理の受注を受ける建築士事務所の組織と職務について定めた法律である。近年の試験では重要度が高くなっているので、しっかりと全体を把握した上で法令の構成を熟解して欲しい。確実に満点を獲得すべき法律であることを認識して、学習を進めよう。

総則 …用語の定義、建築士の独占業務等

免許等 …建築士の免許制度全般、構造設計一級建築士等

業務 …資格者としての建築士の業務、遵守事項

建築士事務所…事務所の登録、管理建築士、事務所の職務、監督処分

雑則・罰則 …事務所協会等、罰則

第1節 総則

■ 用語の定義(士法2条各項)

- ① 「建築士 | とは、一級建築士、二級建築士及び木造建築士をいう。
- ② 「一級建築士」とは、国土交通大臣の免許を受け、一級建築士の名称を用いて、 建築物に関し、設計、工事監理その他の業務を行う者をいい、「二級建築士」 とは、都道府県知事の免許を受け、二級建築士の名称を用いて、建築物に関し、 設計、工事監理その他の業務を行う者をいう。
- ③ 「**設計図書**」とは建築物の建築工事の実施のために必要な図面及び仕様書をいい、「**設計**」とはその者の責任において設計図書を作成することをいう。ただし、現寸図その他これに類するものを除く。
- ④ 「**構造設計**」とは基礎伏図、構造計算書その他の建築物の構造に関する一定の設計図書(構造設計図書)の設計を、「設備設計」とは建築設備の各階平面図及び構造詳細図その他の建築設備に関する一定の設計図書(設備設計図書)の設計をいう。
- ⑤ 「**工事監理**」とは、その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それ が設計図書のとおりに実施されているかいないかを確認することをいう。

2 建築士の職責(士法2条の2)

建築士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、建築物の質の向上に寄与するように、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

3 独占業務

① 一級建築士の独占業務(士法3条)

次の建築物を新築する場合は、一級建築士でなければ、その設計又は工事監理をしてはならない。ただし、応急仮設建築物を除く。

- 学校、病院、劇場、映画館、観覧場、公会堂、集会場(オーディトリアムを有し - ないものを除く。)又は百貨店の用途に供する建築物で、延べ面積が 500m² を 超えるもの
- 二 木造建築物又は建築物の部分で、高さが 13m 又は軒の高さが 9m を超えるもの
- 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、石造、れん瓦造、コンクリートブロック造若しく は無筋コンクリート造の建築物又は建築物の部分で、延べ面積が300m²、高さ が13m 又は軒の高さが9m を超えるもの
- 四 **延べ面積が 1,000m² を超**え、かつ、階数が 2 以上の建築物

増改築や大規模の修繕、模様替えの場合は、それらの増改築等を行う部分を 新築とみなして考えればよい(3条2項、3条の2第2項、3条の3第2項)。

② 一級又は二級建築士の独占業務(士法3条の2)

前条の建築物以外の建築物で、次のいずれかのものを新築する場合は、一級 建築士又は二級建築士でなければ、その設計又は工事監理をしてはならない。

- 鉄筋コンクリート造等の建築物又は建築物の部分で、延べ面積が30m²を超えるもの
- □ 延べ面積が 100m² (**木造建築物は 300m²**) を超え、又は**階数が 3 以上**の建築物

都道府県は、土地の状況により必要と認める場合、**条例**で、区域又は建築物の用途を限り、上記のうち延べ面積(木造建築物に係るものを除く)を別に定めることができる(3項)。

③ 一級、二級又は木造建築士の独占業務(士法3条の3)

前条二号の建築物以外の木造建築物で、延べ面積が100m²を超えるものを新築する場合は、一級建築士、二級建築士又は木造建築士でなければ、その設計又は工事監理をしてはならない。

なお、上記と同様に、都道府県は延べ面積を別に定めることができる。

Check Point

- 延べ面積 1,500m²、高さ 13m、軒の高さ 9m、木造平家建の倉庫を新築する 場合においては、一級建築士でなければ、その設計をしてはならない。
- ② 鉄筋コンクリート造2階建、延べ面積400m²の共同住宅を開発区域内に新築する場合には、一級建築士でなければ、その設計をしてはならない。
- ③ オーディトリアムを有する延べ面積 600m²の集会場の全体について大規模の模様替をする場合において、一級建築士事務所に所属する二級建築士が工事監理をすることができる。

【用語】オーディトリアム オーディトリアムとは、観 客席、聴衆席のことであ



一級建築士の独占業務については、左のような条例の 定めは認められていない。



つまり、木造建築士は木造で2階以上、延べ面積300m²まで設計等をすることができる。

解答

●× ②○ ③×(士法 3 条、3 条の 2)

第2節 免許等

■建築士の免許

① 免許の区分等(士法4条)

- (1) 一級建築士になろうとする者は、国土交通大臣の行う一級建築士試験に合格し、国土交通大臣の免許を受けなければならない。
- (2) 二級建築士又は木造建築士になろうとする者は、それぞれ都道府県知事の行う二級建築士試験又は木造建築士試験に合格し、その都道府県知事の免許を受けなければならない。
- (3) 外国の建築士免許を受けた者で、一級建築士になろうとする者にあっては 国土交通大臣が、二級建築士又は木造建築士になろうとする者にあっては都 道府県知事が、それぞれの資格者と同等以上の資格を有すると認めるもの は、試験を受けないで、一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を受 けることができる。

② 免許の登録(士法5条)

(1) 建築士の免許は、それぞれ一級建築士名簿、二級建築士名簿又は木造建築 士名簿に登録することによって行う。

〈一級建築士の名簿登録事項―士法規則3条と変更の届出—4条〉

一級建築士名簿には、次の事項が登録されるが、このうち、二号に変更があった場合、変更を生じた日から **30 日以内**にその旨を国土交通大臣に**届け出**なければならない。

- 登録番号及び登録年月日

二|氏名、生年月日及び性別

- 三 一級建築士試験合格の年月及び合格証書番号(外国の建築士免許を受けた者は、 その免許の名称、免許者名及び免許の年月日)
- 四 | 懲戒処分 (戒告、業務停止又は免許取消し) 及び処分を受けた年月日
- 五 構造設計一級建築士、設備設計一級建築士、又は管理建築士の講習を修了した者 は、当該講習の修了の年月日及び修了証の番号

六 **定期講習**を受けた年月日及び当該**講習の修了証の番号**

- 七 構造設計一級建築士証、設備設計一級建築士証の交付を受けた者は、当該建築士 証の番号及び交付を受けた年月日
- 八 構造設計一級建築士証、設備設計一級建築士証の返納を行った者は、返納を行った4 た年月日
- (2) 国土交通大臣又は都道府県知事は、建築士の免許を与えたときは、それぞれ一級建築士免許証、二級建築士免許証又は木造建築士免許証を交付する。
- (3) 建築士は、士法 9 条 1 項又は 10 条 1 項の規定によりその免許を取り消された場合、速やかに、一級建築士は国土交通大臣に、二級建築士又は木造建築士はその交付を受けた都道府県知事に、それぞれ免許証を返納しなければならない。



免許の申請手続きの詳細 は、士法施行規則1条の2 に規定されている。



変更の届出の際に、免許証 の記載事項にも変更が生じ たときは、免許証の書き換 え交付も申請しなければな らない(士法規則4条2 項)。

なお、士法5条の2の届出 と混同しないように注意。



免許証を汚損又は失った場合、遅滞なく、再交付の手続きをする必要があるが、再交付後に失った免許証が発見されたときは、発見した日から10日以内に返納しなければならない(士法規則5条)。

第 1 編 建築士法・建設業法

- (4) 一級建築士の免許を受けようとする者は、登録免許税を国に納付しなければならない。
- (5) 一級建築士免許証の書換え交付又は再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。
- ③ 住所等の届出(士法5条の2、士法規則8条)

建築士は、免許証の**交付の日から 30 日以内**に、次の事項を一級建築士は国 土交通大臣に、二級建築士又は木造建築士は免許を受けた都道府県知事及び住 所地の都道府県知事に**届け出**なければならない。

また、届出事項に変更が生じた場合も、その日から30日以内に届け出なければならない。

	届出事項(変更時も届出が必要―士法規則8条)			
_	登録番号及び登録年月日			
=	本籍、住所、氏名、生年月日及び性別			
Ξ	建築業務に従事する者は、その業務の種別並びに 勤務先の名称 (建築士事務所にあっては、その名称及び 開設者の氏名)及び 所在地			

④ 名簿(士法6条、士法規則9条の2)

一級建築士名簿は国土交通省に、二級建築士名簿及び木造建築士名簿は都道 府県に備えられ、登録簿閲覧所を設けた上で、それぞれ一般の閲覧に供しなけ ればならない。

Check Point

- 一級建築士名簿に登録する事項は、登録番号、登録年月日、氏名、生年月日、 性別、所属する建築士事務所の名称、処分歴、定期講習の受講歴等である。
- ② 一級建築士は、住所に変更があったときは、国土交通大臣に届け出なければならないが、本籍、勤務先の変更であれば届け出る必要はない。
- 一級建築士が住所を変更したときは、その日から30日以内に、その旨を住所地の都道府県知事を経由して国土交通大臣に届け出なければならない。

⑤ 絶対的欠格事由(士法7条)

次のいずれかに該当する者には、建築士の免許を与えない。

_	未成年者		
=	成年被後見人又は被保佐人		
Ξ	禁錮以上 の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなく なった日から 5年 を経過しない者		
四	建築士法違反 、又は建築物の建築に関し罪を犯して 罰金刑 に処せられ、その刑の 執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5年 を経過しない者		
五	士法 10 条 1 項の懲戒等により免許の 取消処分 を受け、その取消しの日から起算 して 5 年 を経過しない者		



都道府県の区域を異にして 住所を変更した二級建築士 等は、免許を受けた都道府 県知事と、変更前の住所地 の都道府県知事に届出をす る(2項カッコ書)ほか、 変更後の住所地の都道府県 知事にも届出が必要となる (5条の2第3項)。

解答

- ●× (士法規則3条)
- ②× (士法5条の2)
- 3○ (士法5条の2)



禁錮以上の刑とは、禁錮と 懲役を指す。つまり、建築 士法違反や建築に関する罪 の場合は、罰金、禁錮、懲 役で欠格となり、その他の 罪では禁錮と懲役が欠格と なる、ということである。 六 士法 10 条 1 項の懲戒により業務停止処分を受け、その停止の期間中に本人の申請により免許が取り消された場合、業務停止処分の期間が経過しない者

⑥ 相対的欠格事由(士法8条)

次のいずれかに該当する者には、建築士の免許を与えないことができる。

- ─ 禁錮以上の刑に処せられた者(前条三号に該当する者を除く。)
- **=** 建築士法違反、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金刑に処せられた者(前条四号に該当する者を除く。)

Check Point

- 業務に関して不誠実な行為をして一級建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者は、一級建築士の免許のみならず、二級建築士又は木造建築士の免許も受けることができない。
- ② 建築士法の規定に違反して罰金刑に処せられた者は、その後5年間は建築士の免許を受けることができない。

⑦ 建築士の死亡等の届出(士法8条の2)

建築士が次のいずれかに該当した場合、届出義務者は、**その日(死亡の場合は、その事実を知った日)から30日以内**に、その旨を、一級建築士にあっては国土交通大臣に、二級建築士又は木造建築士にあっては免許を受けた都道府県知事に届け出なければならない。

	届出事由	届出義務者
_	死亡したとき	相続人
=	後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき	後見人又は保佐人
Ξ	建築士法違反等で罰金刑以上、その他の罪で禁錮刑以上 に処せられたとき	本人

なお、一級建築士は、三号の規定による届出をする場合は、届出書に、免許 証を添えて提出しなければならない(士法規則6条1項)。

⑧ 免許の取消し(士法9条)

国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた建築士が次のいずれか に該当する場合、当該建築士の免許を取り消さなければならない。

_	本人から免許の取消しの申請があったとき。
=	前条の規定による死亡等の届出があったとき。
≡	前条の規定による届出がなく、そのいずれかに該当する事実が判明したとき。
四	虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けたことが判明したとき。
五	士法13条の2第1項又は2項の規定により、試験の合格の決定を取り消されたとき。



●○ **②**○ (士法7条)



一級建築士が失踪宣告を受けた場合は、死亡とみなされるため、失踪宣告に係る裁判を請求した者は、失踪宣告の日から30日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない(士法規則6条3項)。



一級建築士が禁錮刑を受け、又は左表の四,五に該当して免許の取消処分を受けた場合、取消しの通知を受けた日から10日以内に、免許証を国土交通大臣に返納しなければならない(士法規則6条4項)。

第 1 編 建築士法・建設業法

前項の規定により免許を取り消した場合、国土交通大臣は官報で、都道府県 知事は公報で、取消しの年月日、取消しを受けた建築士の氏名、資格及び登録 番号、及び取消しの理由を公告しなければならない(士法9条2項、士法規則 6条の2)。

⑨ 懲戒(士法10条)

国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた建築士が次のいずれかに該当する場合、当該建築士に対し、**戒告**し、1年以内の期間を定めて**業務の** 停止を命じ、又はその免許を取り消すことができる。

- − 建築士法、又は建築物の建築に関する他の法令の規定に違反したとき。
- **二**業務に関して不誠実な行為をしたとき。
- (1) 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定により業務の停止を命じようとするときは、聴聞を行わなければならない(2項)。
- (2) 聴聞の主宰者は、必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴かなければならない(3項)。
- (3) 国土交通大臣又は都道府県知事は、懲戒として業務の停止を命じ、又は免許を取り消そうとするときは、それぞれ中央建築士審査会又は都道府県建築士審査会の同意を得なければならない(4項)。
- (4) 国土交通大臣又は都道府県知事は懲戒による処分をしたときは、処分の年 月日、処分を受けた者の氏名等を、**公告**しなければならない(5項)。

⑩ 登録の抹消(士法規則7条)

国土交通大臣は、免許を取消した場合又失踪宣告の届出があった場合、登録を抹消し、その名簿に抹消の事由及び年月日を記載する。

そして、国土交通大臣は、登録を抹消した名簿を、抹消した日から5年間保存する。

Check Point

- 一級建築士が建築士法及び建築基準法以外の法令に違反したときは、戒告を 受けることはあるが、免許を取り消されることはない。
- ② 国土交通大臣は、建築基準法の規定に違反した一級建築士の免許を取り消そうとするときは、中央建築士審査会の同意を得なければならない。

2 構造設計一級建築士、設備設計一級建築士証の交付等(士法 10条の2)

次のいずれかに該当する一級建築士は、国土交通大臣に対し、構造設計一級 建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を申請することができる。

構造設計 一級建築士証

一級建築士として**5年**以上構造設計の業務に従事した後、登録講習機関が行う**講習**の課程をその申請前1年以内に**修了**した一級建築士

国土交通大臣が、構造設計に関し上記と同等以上の知識及び技能を有すると認める一級建築士



国土交通大臣は、業務停止 処分に際して、免許証を提 出させて、これを処分期間 満了まで領置することがで きる(士法規則9条)。

- ●× (士法 10 条 1 項)
- ❷○ (士法 10 条 4 項)

設備設計 一級建築士証

一級建築士として**5年**以上設備設計の業務に従事した後、登録講習機関が行う講習の課程をその申請前1年以内に**修了**した一級建築士

国土交通大臣が、構造設計に関し上記と同等以上の知識及び技能を有すると認める一級建築士

- (1) 国土交通大臣は、上記の者から構造設計一級建築士証等の交付の申請があったときは、遅滞なく、その交付をしなければならない。
- (2) 構造設計 一級建築士等は、士法9条1項又は10条1項の規定によりその 免許を取り消されたときは、速やかに、構造設計 一級建築士証又は設備設計 一級建築士証を国土交通大臣に返納しなければならない。
- (3) 構造設計一級建築士証等の交付、書換え交付又は再交付を受けようとする 一級建築士は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなけれ ばならない。

3 試験その他

- ① 都道府県知事の経由(士法10条の3)
 - 一級建築士の免許関連の手続きにおける国土交通大臣への提出・届出は、住 所地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

また、一級建築士免許証の交付等の国土交通大臣の交付事務についても、住 所地の都道府県知事を経由して行うものとする。

② 中央指定登録機関の指定(士法 10条の4)

国土交通大臣は、その指定する中央指定登録機関に、「一級建築士登録等事務」を行わせることができ、この場合、士法10条の17第1項により、国土交通大臣はこの事務を行わない。

③ 合格の取消し等(士法 13条の2)

国土交通大臣又は都道府県知事は、不正手段で試験を受け、又は受けようと した者に対し、合格の決定を取り消し、又は当該受けようとした試験を受ける ことを禁止することができる。

国土交通大臣又は都道府県知事は、上記の処分を受けた者に対し、**3年**以内の期間を定めて試験を受けることができないものとすることができる。

Check Point

中央指定登録機関が指定された場合には、一級建築士の登録の実施に関する事務、一級建築士名簿を一般の閲覧に供する事務等は中央指定登録機関が行うこととなり、原則として、国土交通大臣はこれらの事務を行わない。



一級建築士登録等事務と は、登録の実施、名簿の一 般閲覧事務、構造設計・設 備設計一級建築士証の交付 事務のことをいう(士法 10条の4第1項)。

解答

○ (士法 10 条の 4)

第3節 業務

■ 建築士の業務

① 設計及び工事監理(士法 18条)

- (1) 建築士は、設計を行う場合においては、設計に係る建築物が法令又は条例 の定める建築物に関する基準に適合するようにしなければならない。
- (2) 建築士は、設計を行う場合においては、設計の委託者に対し、設計の内容 に関して適切な説明を行うように努めなければならない。
- (3) 建築士は、工事監理を行う場合において、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりに実施するよう求め、当該工事施工者がこれに従わないときは、その旨を**建築主に報告**しなければならない。

② 設計の変更(士法19条)

建築士は、他の建築士の設計した設計図書の一部を変更しようとするときは、当該他の建築士の承諾を求めなければならない。ただし、承諾を求めることのできない事由があるとき、又は承諾が得られなかったときは、**自己の責任**において、その設計図書の一部を変更することができる。

③ 業務に必要な表示行為(士法20条)

- (1) 建築士は、設計を行った場合、その設計図書に一級建築士、二級建築士又は木造建築士である旨の表示をして記名及び押印をしなければならない。設計図書の一部を変更した場合も同様である。
- (2) 建築士は、構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合、遅滞なく、 その旨の**証明書**を設計の委託者に交付しなければならない。ただし、構造設 計一級建築士が関与すべき場合は、この限りでない。
- (3) 建築士は、工事監理を終了したときは、直ちに、その結果を**文書**(工事監理報告書)で建築主に報告しなければならない。
- (4) 建築士は、上記の文書での報告に代えて、建築主の承諾を得て、その結果 を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法 であって士法規則 17 条の 16 で定めるものにより報告することができる。こ の場合、建築士は文書で報告をしたものとみなす。
- (5) 建築士は、大規模の建築物その他の建築物の建築設備に係る設計又は工事 監理を行う場合、**建築設備士**の意見を聴いたときは、設計図書又は工事監理 報告書等において、その旨を明らかにしなければならない。

④ 構造設計・設備設計に関する特例(法20条の2、20条の3)

次の建築物の構造設計又は設備設計については、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士の関与が必要とされる。

【用語】建築設備士

建築設備士とは、建築設備 士として必要な知識を判定 するための学科試験(登録 学科試験)と設計製図試験 (登録設計製図試験)に合 格した者、又は国土交通大 臣が定める者で、登録を受 けたものである(士法規則 17条の18)。

構造設計一級建築士	一級建築士の独占業務にかかる建築物のうち、 建築基準法 20 条一号(高さ60m 超)、20 条二号(木造で高さ13m 超又は軒高9m 超、S 造で4 階以上、RC 造で高さ20m 超等)の建築物
設備設計一級建築士	階数が3以上で床面積が5,000m²を超 える建築物

以下、法20条の2の構造設計一級建築士の構造設計に関する規定を掲げる。

- (1) 構造設計一級建築士がこれらの建築物の構造設計を自ら行った場合は、一級建築士としての表示のほか、その構造設計図書に**構造設計一級建築士である旨の表示**をしなければならない。構造設計図書の一部を変更した場合も同様とする。
- (2) 構造設計一級建築士以外の一級建築士は、上記の建築物の構造設計を行った場合、構造設計一級建築士に当該構造設計に係る建築物が建築基準法の**構造関係規定**に適合するかどうかの確認(**法適合確認**)を求めなければならない。構造設計図書の一部を変更した場合も同様とする。
- (3) 構造設計一級建築士は、法適合確認を求められた場合、当該建築物が構造 関係規定に適合することを確認したとき又は適合することを確認できないと きは、当該構造設計図書にその旨を記載するとともに、**構造設計一級建築士** である旨の表示をして記名及び押印をしなければならない。
- (4) 構造設計一級建築士は、法適合確認を求めた一級建築士から請求があったときは、構造設計一級建築士証を提示しなければならない。
- ※以上は、法20条の3において設備設計一級建築士が設備設計を行う場合、 又は設備関係規定に適合するか否か確認(法適合確認)する場合も同様であ る。

⑤ その他の業務(士法21条)

建築士は、設計及び工事監理を行うほか、他の法律においてその業務を行う ことが制限されている事項を除き、次の業務を行うことができる。

- i 建築工事契約に関する事務
- ii 建築工事の指導監督
- iii 建築物に関する調査又は鑑定
- iv 建築物の建築に関する法令又は条例の規定に基づく手続の代理その他の業務(木造建築士は、木造建築物に関する業務に限る)

[関連 建築基準法5条の4]

- ① 建築士の独占業務に係る建築物の工事は、建築士の設計によるものでなければならない(1項)。
- ② 構造設計・設備設計一級建築士の関与が必要な建築物の工事は、構造設計・設備設計一級建築士が関与したものでなければ、することができない(2項、3項)。
- ③ 建築士の独占業務に係る工事をする場合、建築主は、建築士である工事監



建築基準法5条の4に違反 した建築物の工事施工者 は、法101条1項一号によ り、100万円以下の罰金に 処せられる。 理者を定めなければならない(4項)

Check Point

- 建築士が工事監理を行う場合、工事が設計図書のとおり施工されていないと 認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設 計図書のとおりに実施するよう求め、当該工事施工者がこれに従わないとき は、その旨を建築主事に報告しなければならない。
- ② 二級建築士の設計した設計図書の一部を一級建築士が変更しようとする場合であっても、原則として、当該二級建築士の承諾を求めなければならない。
- ③ 建築士が個人として設計を行った場合においては、その設計図書に記名及び押印をしなければならないが、建築士事務所が設計の依頼を受けた場合には、建築士事務所名を記載すれば、設計を行った建築士の記名及び押印は不要である。
- ④ 鉄筋コンクリート造で高さ20mを超える建築物の構造設計を構造設計一級建築士以外の一級建築士が行った場合、構造設計一級建築士に当該構造設計に係る建築物が建築基準法の構造関係規定に適合するかどうかの確認を求めなければならない。

2 業務に関する遵守事項等

① 非建築士等に対する名義貸しの禁止(士法21条の2)

建築士は、建築士の独占業務に違反する者及び建築士でない者に自己の名義 を利用させてはならない。

② 違反行為の指示等の禁止(士法21条の3)

建築士は、建築基準法の定める建築物に関する基準に適合しない建築物の建築、その他建築士法又は建築物の建築に関する他の法律、命令、条例の規定に違反する行為について指示をし、相談に応じ、その他これらに類する行為をしてはならない。

- ③ 信用失墜行為の禁止(士法21条の4)
 - 建築士は、建築士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。
- ④ 知識及び技能の維持向上(士法 22条)

建築士は、設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上に努めなければならない。

国土交通大臣及び都道府県知事は、設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上を図るため、必要な情報及び資料の提供その他の措置を講ずるものとする。

⑤ 定期講習(士法 22条の2、士法規則17条の36、17条の37)

建築士事務所に属する建築士は、直近の講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して**3年**ごとに、登録講習機関が行う定期講習を受けなければならない。なお、1級と2級のように複数の資格を有する者は、上位の資格にかかる定期講習のみを受講すれば足りるが、構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士の定期講習は、通常の定期講習とは**別に**受講しなければならない。

- ●× (士法 18 条 3 項)
- 20 (士法19条)
- ❸× (士法 20 条 1 項)
- ●○ (士法 20 条の 2)

Check Point

- 建築士は、建築基準法の定める建築物に関する基準に適合しない建築物の建築を指示してはならない。
- ② 建築士事務所に属する建築士で、一級建築士免許と二級建築士免許の両方を 受けている者については、一級建築士定期講習を受ければ二級建築士定期講習 を受けたものとみなす。
- ❸ 建築士事務所に属する構造設計一級建築士は、一級建築士定期講習と構造設計一級建築士定期講習の両方を受けなければならない。

解答

- ●○ (士法 21 条の 3)
- ②○ (士法 22 条の 2、規則 17 条の 37)
- **③** (士法 22 条の 2、規則 17 条の 37)

~建築士会及び建築士会連合会 (士法 22 条の 4) ~

- ① その名称中に建築士会という文字を用いる一般社団法人は、建築士の品位の 保持及びその業務の進歩改善に資するため、建築士に対する建築技術に関する 研修並びに社員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とし、かつ、建 築士を社員とする旨の定款の定めがあるものでなければならない(1項)。
- ② その名称中に建築士会連合会という文字を用いる一般社団法人は、建築士の 品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、建築士に対する建築技術に 関する研修並びに社員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とし、か つ、建築士会を社員とする旨の定款の定めがあるものでなければならない(2 項)。
- ③ 建築士会及び建築士会連合会は、建築士に対し、その業務に必要な知識及び 技能の向上を図るための建築技術に関する研修を実施しなければならない(5 項)。

第4節 建築士事務所

■ 建築士事務所の登録

- ① 登録(士法23条)
 - (1) 建築士又は建築士を使用する者は、他人の求めに応じ報酬を得て、建築士の業務である設計等を業として行おうとするときは、建築士事務所を定めて 都道府県**知事の登録**を受けなければならない(1項)。
 - (2) 登録の有効期間は、登録の日から起算して5年である(2項)。
 - (3) 登録の有効期間の満了後、引き続き、設計等を業として行おうとする者は、その建築士事務所について更新の登録を受けなければならない(3項)。
 - (4) 更新の登録を受けようとする者は、有効期間満了の日前30日までに登録申請書を提出しなければならない(士法規則18条)。

② 登録の手続き

(1) 登録の申請書(士法23条の2)

建築士事務所について登録を受けようとする者(登録申請者)は、次の事項 を記載した登録申請書の正本及び副本をその建築士事務所の所在地を管轄する 都道府県知事に提出しなければならない。

	申請書記載事項	変更届
_	建築士事務所の名称及び所在地	0
=	一級、二級又は木造建築士事務所の別	_
Ξ	申請者が個人の場合は氏名、法人の場合は名称及び役員(業務執行社員、 取締役、執行役等に準ずる者)の氏名	0
四	管理建築士の氏名と一級、二級又は木造建築士の別	0

登録を受けた者を**建築士事務所の開設者**といい、開設者は申請書記載事項の 〇印(一号、三号及び四号)ついて変更があった場合、**2週間以内**に、その旨 を当該都道府県知事に**届け出**なければならない(士法 23 条の 5)。

(2) 申請書の添付書類(士法規則19条)

建築士事務所の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

_	建築士事務所が行った業務の概要を記載した書類		
=	建築士事務所に属する建築士の氏名、その者の一級、二級又は木造建築士の別、 登録番号、及びその者が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合 はその旨を記載した書類		
Ξ	登録申請者(法人の場合は代表者)及び建築士事務所を管理する建築士(管理建 築士)の略歴を記載した書類		
四	管理建築士が受講した 管理建築士講習の修了証の写し		
五	登録の拒否事由に該当しない旨の登録申請者の誓約書		
六	登録申請者が法人である場合は、定款		

(3) 登録の実施(士法23条の3)

都道府県知事は、登録の申請があった場合、登録を拒否する場合を除き、遅滞なく、申請書の記載事項及び登録年月日、登録番号、懲戒処分の履歴(過去5年以内)等を建築士事務所登録簿(登録簿)に登録しなければならず、登録をした場合は、直ちにその旨を登録申請者に通知しなければならない。

(4) 登録の拒否 (士法 23条の4)

拒否事由には、都道府県知事が登録を拒否しなければならない絶対的拒否事由と、拒否することができる相対的拒否事由がある。

	絶対的拒否事由			
_	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者			
=	士法7条二号から五号 (建築士の絶対的欠格事由) のいずれかに該当する者			
Ξ	士法 26 条1 項又は 2 項により、監督処分により事務所登録を取り消され、取消 しの日から 5 年を経過しない者(法人が取消処分を受けた場合、取消原因の事実 の日前 1 年内に役員であった者で、取消しから 5 年を経過しないもの)			

四	士法 26 条 2 項により、監督処分として事務所閉鎖の命令を受け、閉鎖期間が経過しない者(法人が閉鎖命令を受けた場合、命令の原因となった事実があった日以前 1 年内に役員であった者でその閉鎖の期間が経過しないもの)		
五	営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定 代理人が法人の場合はその役員を含む)が前各号のいずれかに該当するもの		
六	法人でその役員のうちに一号から四号のいずれかに該当する者のあるもの		
七	建築士事務所について、 管理建築士の設置義務に反する もの		
八	申請書の重要事項に虚偽があり、又は重要な事実の記載が欠けているもの		
	相対的拒否事由		
_	士法8条 (建築士の相対的欠格事由) のいずれかに該当する者		
=	営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定 代理人が法人の場合はその役員を含む)が前号に該当するもの		
Ξ	法人の役員が一号に該当するもの		

都道府県知事は、登録を拒否した場合、遅滞なく、その理由を記載した文書をもって、その旨を当該登録申請者に通知しなければならない。

③ 設計等の業務に関する報告書(士法23条の6)

建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに、次の事項を記載した設計等の**業** 務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後3月以内に当該建築士事務所 に係る登録をした都道府県知事に提出しなければならない。

	業務報告書の記載事項	
_	事業年度における業務実績の概要	
=	建築士事務所に 属する建築士の氏名	
Ξ	建築士の事業年度における業務の実績(当該建築士事務所におけるものに限る。)	
四	前三号に掲げるもののほか、士法 20 条の 3 で定める事項	

第20条の3の事項

- 一 所属の建築士が一級か二級か木造建築士かの別、その登録番号、及びその 者が直近で受けた定期講習の年月日及び管理建築士である場合には、その旨
- 二 所属の一級建築士が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合、その旨、その証の交付番号、その者が直近で受けた構造設計一級建築士 講習等の年月日
- 三 事業年度に管理建築士より意見が述べられたときは、当該意見の概要 都道府県知事は、設計等の業務に関する報告書を、その提出を受けた日から 起算して**5年間保存**しなければならない。

④ 廃業等の届出(士法 23 条の 7)

建築士事務所の開設者が次のいずれかに該当した場合、届出義務者は、その 日 (死亡はその事実を知った日) から 30 日以内に、その旨を事務所登録をし た都道府県知事に届け出なければならない。



都道府県知事は、登録簿と 左の設計等の業務に関する 報告書を一般の閲覧に供し なければならない(士法 23条の9)。

	廃業等の届出	届出義務者
_	その登録に係る建築士事務所の業務を廃止したとき	事務所の開設者
=	死亡したとき	相続人
三	破産手続開始の決定があったとき	破産管財人
四	法人が合併により解散したとき	消滅法人の代表 役員であった者
五	法人が破産手続開始の決定又は合併以外の事由により解散した とき	清算人

⑤ 登録の抹消(士法23条の8)

都道府県知事は、次の場合、登録簿からその建築士事務所に係る登録を抹消 しなければならない。

- (1) 廃業等の届出があったとき。
- (2) 事務所登録の有効期間の満了の際に、更新の登録の申請がなかったとき。
- (3) 監督処分により事務所登録を取り消したとき。

⑥ 無登録業務の禁止(士法23条の10)

建築士は、事務所登録を受けないで、他人の求めに応じ報酬を得て、設計等 を業として行ってはならない。

また、何人も、事務所登録を受けないで、建築士を使用して、他人の求めに 応じ報酬を得て、設計等を業として行ってはならない。

⑦ 名義貸しの禁止(士法 24 条の 2)

建築士事務所の開設者は、自己の名義をもって、他人に建築士事務所の業務 を営ませてはならない。

Check Point

- 一級建築士が、他人の求めに応じ報酬を得て、建築物の鑑定のみを業として 行おうとするときは、建築士事務所の登録を受けなくてもよい。
- ② 建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年 を経過しない者が登録を申請した場合、都道府県知事は、その登録を拒否しな ければならない。
- ③ 一級建築士事務所の開設者は、当該建築士事務所の管理建築士に異動があったときは、2週間以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 管理建築士(士法24条)

建築士事務所の開設者は、事務所ごとに、それぞれ事務所を管理する**専任の**建築士(管理建築士)を置かなければならない。

- (1) 管理建築士は、建築士として**3年以上**の設計・工事管理その他の業務に従事した後、登録講習機関が行う管理建築士**講習の課程を修了**した建築士でなければならない。
- (2) 管理建築士は、その建築士事務所の業務に係る技術的事項を総括し、その者



無登録業務の禁止に違反すると、法38条による罰則を受ける。

解答

- ●× (士法23条1項)
- ❷○ (士法 23 条の 4)
- ③× (士法 23条の5)



管理建築士になるために必要となる3年の実務経験における業務は、設計・工事管理に限定されず、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督業務、建築物の調査又は鑑定業務、建築に関する法令上の手続きの代理業務も認められ、これらの期間を通算することができる(士法規則20条の5)。

と建築士事務所の開設者が異なる場合においては、建築士事務所の開設者に対し、**技術的観点**からその業務が円滑、かつ、適正に行われるよう**必要な意見**を述べるものとする。

Check Point

一級建築士事務所には、当該一級建築士事務所を管理する専任の一級建築士を 置かなければならない。

解答

〇 (士法 24 条)

3 建築士事務所の責務

- ① 再委託の制限(士法24条の3、士法令8条)
 - (1) 建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合でも、委託を受けた設計又は工事監理の業務を、建築士事務所の開設者**以外の者**に委託してはならない。
 - (2) 建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合でも、**階数3以上で** 床面積1,000m²以上の共同住宅の設計又は工事監理の業務を、それぞれ 一括して他の建築士事務所の開設者に委託してはならない。
- ② 帳簿の備付け等及び図書の保存(士法24条の4)

建築士事務所の開設者は、事務所の業務に関する規則 21 条で定める事項を 記載した帳簿、その他の図書を備え付け、これを保存しなければならない。

(1) 帳簿の記載事項と保存(士法規則21条1項~3項) 事務所に設置すべき帳簿の記載事項は、次のとおりである。

	帳簿の記載事項	保存期間
_	契約の年月日	各事業年度の末 日で閉鎖し、閉 鎖日の翌日から 15年間 保存
=	契約の相手方の氏名又は名称	
≡	業務の種類及びその概要	
四	業務の終了の年月日	
五	報酬の額	
六	業務に従事した 建築士及び建築設備士 の氏名	
七	業務の一部を委託した場合にあっては、当該委託に係る業務の 概要並びに 受託者 の氏名又は名称及び住所	
八	法 24 条 3 項の規定により管理建築士から意見が述べられたと きは、当該 意見の概要	

(2) その他に設置すべき図書(4項)

事務所に設置すべきその他の図書は、建築士事務所に属する建築士が建築士 事務所の業務として作成した次の設計図書又は工事監理報告書で、独占業務に かかる建築士でなければ作成することができないものである。

- i 配置図、各階平面図、2 面以上の立面図及び 2 面以上の断面図
- ii 建築基準法6条1項二号、三号の規模の建築物に係るものであるときは、

第1編 建築士法・建設業法

i に加えて基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図及び構造計算書 建築士事務所の開設者は、これらの図書について、作成日から起算して **15** 年間保存しなければならない。

③ 標識の掲示(士法24条の5)

建築士事務所の開設者は、その建築士事務所において、公衆の見やすい場所 に標識を掲げなければならない。

④ 書類の閲覧(士法24条の6、士法規則22条の2)

建築士事務所の開設者は、次に掲げる書類を、当該建築士事務所に備え置き、 設計等を委託しようとする者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

	閲覧に供すべき書類	
_	建築士事務所の業務の実績を記載した書類	
=	建築士事務所に属する 建築士の氏名 及び業務の実績を記載した書類	
Ξ	設計等の業務に関し生じた損害賠償の担保として、保険契約の締結等の措置を講 じている場合は、その内容を記載した書類	
四	規則 22条の2で定める次の事項が記載された書類 一 建築士事務所の名称及び所在地、開設者の氏名、一級か二級か木造かの別、事務所の登録番号と登録の有効期間 二 所属の建築士の氏名と資格の別、その者の登録番号、その者が直近に受けた定期講習の年月日、その者が管理建築士である場合はその旨 三 所属の一級建築士が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合はその旨及び証の交付番号、その者が直近に受けた定期講習の年月日	

建築士事務所の開設者は、これらの書類を、事業年度ごとに、**事業年度経過後3月以内**に作成し、遅滞なく事務所ごとに備え置くものとする(規則22条の2)。

建築士事務所の開設者は、これらの書類を備え置いた日から起算して3年を 経過する日まで備え置くものとする。

Check Point

- 建築士事務所の開設者は、階数が3以上で、かつ、床面積の合計が1,000m²以上の共同住宅の新築工事に係る設計の業務については、委託者の許諾を得た場合においても、一括して他の建築士事務所の開設者に委託してはならない。
- ② 建築士事務所の開設者は、当該建築士事務所の業務に関する事項を記載した 帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、当該閉鎖をした日の翌日 から起算して10年間当該帳簿を保存しなければならない。
- ③ 建築士事務所の開設者は、当該建築士事務所の業務の実績、当該建築士事務所に属する建築士の氏名及び業務の実績等を記載した書類を、当該建築士事務所に備え置き、設計等を委託しようとする者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

- ●○ (士法 24 条の 3、令 8 条)
- ②× (士法規則 21 条)
- ❸○ (士法 24 条の 6)

4 重要事項の説明と契約書面の交付

① 重要事項の説明等(士法 24 条の 7)

建築士事務所の開設者は、建築主と設計受託契約又は工事監理受託契約を締結しようとするときは、**あらかじめ**、当該建築主に対し、管理建築士その他の事務所に属する建築士(管理建築士等)をして、契約内容及びその履行に関する次の事項を記載した**書面を交付**して、**説明**をさせなければならない。

	説明が必要となる重要事項		
_	設計受託契約にあっては、作成する設計図書の種類		
_	工事監理受託契約にあっては、工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実 施の状況に関する報告の方法		
Ш	当該設計又は工事監理に従事することとなる 建築士の氏名 及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別並びにその者が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨		
四	報酬の額及び支払の時期		
五	契約の 解除 に関する事項		
六	 士法規則22条の2の2で定める事項 建築士事務所の名称及び所在地 建築士事務所の開設者の氏名(法人の場合は名称と代表者の氏名) 設計受託契約又は工事監理受託契約の対象となる建築物の概要 業務に従事することとなる建築士の登録番号 業務に従事することとなる建築設備士がいる場合は、その氏名 設計又は工事監理の一部を委託する場合は、委託業務の概要と受託者の氏名、及び受託者に係る建築士事務所の名称及び所在地 		

管理建築士等は、重要事項の説明をするときは、当該建築主に対し、建築士の免許証又は免許証明書を**提示**しなければならない(2項)。

② 契約書面の交付(士法 24条の8)

建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を締結したと きは、**遅滞なく**、次に掲げる事項を記載した**書面**(契約書面)を当該委託者に **交付**しなければならない。

	交付すべき契約書面の記載事項
_	説明すべき 重要事項の全て
=	設計又は工事監理の種類及び内容 (説明すべき重要事項を除く)
≡	設計又は工事監理の実施の期間及び方法 (説明すべき重要事項を除く)
四	その他、士法 規則 22 条の 3 で定めるもの 一 契約の年月日 二 契約の相手方の氏名又は名称

建築士事務所の開設者は、契約書面を作成したときは、当該書面に**記名押印 又は署名**をしなければならない。



建築士からの求めがなくて も、免許証等を提示しなけ ればならない。



Check Point

- 建築士事務所の開設者が建築主との設計受託契約の締結に先だって管理建築士等に重要事項の説明を行わせる際に、管理建築士等は、当該建築主に対し、建築士免許証又は建築士免許証明書を提示しなければならない。
- ② 建築士事務所の開設者が、他の建築士事務所の開設者から設計の業務の一部 を受託する設計受託契約を締結したときは、遅滞なく、所定の事項を記載した 書面を委託者である建築士事務所の開設者に交付しなければならない。

5 監督処分等

① 事務所登録の取消処分(士法26条1項)

都道府県知事は、建築士事務所の開設者が次のいずれかに該当する場合、当 該建築士事務所の**登録を取り消さ**なければならない。

- 虚偽又は不正の事実に基づいて士法23条の3第1項による事務所登録を受けたとき。
- □ 士法23条の4第1項の事務所登録の絶対的拒否事由のいずれかに該当するに至っ □ たとき。
- 三 士法23条の7の廃業等の届出がないのに、廃業等の事実が判明したとき。

② 戒告等の処分(士法26条2項)

都道府県知事は、建築士事務所について次のいずれかに該当する事実がある 場合、開設者に対し、**戒告**し、1年以内の期間を定めて建築士**事務所の閉鎖**を 命じ、又は建築士事務所の**登録を取り消す**ことができる。

- 建築士事務所の開設者が、士法23条の4第2項の相対的拒否事由のいずれかに 該当するに至ったとき。
- 建築士事務所の開設者が士法23条の5第1項の変更の届出をせず、又は虚偽の 届出をしたとき。
- **三** 建築士事務所の開設者が士法 24条の2から士法 24条の8までの規定のいずれかに違反したとき。
- 四 | 管理建築士が士法 10 条 1 項による懲戒処分を受けたとき。
- 五 建築士事務所に属する建築士が、その事務所の業務として行った行為を理由として、士法10条1項による懲戒処分を受けたとき。
- 六 管理建築士である二級建築士又は木造建築士が、上位資格者の独占業務にかかる 建築物の設計又は工事監理をしたとき。
- 七 建築士事務所に属する二級建築士又は木造建築士が、その属する事務所の業務として、上位資格者の独占業務にかかる建築物の設計又は工事監理をしたとき。

- ●○ (士法 24 条の 7)
- ❷○ (士法 24 条の 8)

- 八 建築士事務所に属する者で建築士でないものが、その属する事務所の業務として、建築士の独占業務にかかる建築物の設計又は工事監理をしたとき。
- 九 建築士事務所の開設者又は管理建築士がこの法律の規定に基づく都道府県知事の 処分に違反したとき。
- + 前各号のほか、建築士事務所の開設者がその建築士事務所の業務に関し不正な行 為をしたとき。

③ 監督処分の手続き

- (1) 都道府県知事は、監督処分として建築士事務所の閉鎖を命じようとするときは、行政手続法 13 条 1 項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、**聴聞**を行わなければならない(士法 26 条 3 項)。
- (2) 士法10条3項、4項及び6項の規定は、原則として事務所登録に係る監督処分の手続きに準用される(士法26条4項)。
- (3) 監督処分の公告は、次の事項について都道府県の公報で行う(士法規則 22条の6)。
- i 監督処分をした年月日
- ii 監督処分を受けた建築士事務所の名称及び所在地、開設者の氏名(法人の場合は、開設者の名称と代表者の氏名)、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに事務所の登録番号
- iii 監督処分の内容
- iv 監督処分の原因となった事実

④ 報告及び検査(士法26条の2)

- (1) 都道府県知事は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、建築 士事務所の開設者若しくは管理建築士に対し、必要な報告を求め、又は当該 職員をして建築士事務所に立ち入り、図書その他の物件を検査させることが できる。
- (2) 士法10条の13第2項(証明書の携帯・提示)及び3項(立入検査の権限) の規定は、上記の立入検査について準用する。

⑤ 業務の報酬(士法 25 条)

国土交通大臣は、中央建築士審査会の同意を得て、建築士事務所の開設者が その業務に関して請求することのできる報酬の基準を定め、これを勧告するこ とができる。

第5節 雑則・罰則

■ 建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会

① 指定事務所登録機関の指定(士法 26 条の3)

都道府県知事は、その指定する者(指定事務所登録機関)に、事務所登録等 事務を行わせることができる。この規定を受けて、次の事務所協会が、現在は 指定事務所登録機関となっている。

② 建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会(士法27条の2)

- (1) その名称中に建築士事務所協会という文字を用いる一般社団法人は、建築士事務所の業務の適正な運営及び建築士事務所の開設者に設計等を委託する 建築主の利益の保護を図ることを目的とし、かつ、建築士事務所の開設者を 社員(協会会員)とする旨の定款の定めがあるものでなければならない。
- (2) その名称中に建築士事務所協会連合会という文字を用いる一般社団法人は、建築士事務所の業務の適正な運営及び建築主の利益の保護を図ることを目的とし、かつ、建築士事務所協会を社員(連合会会員)とする旨の定款の定めがあるものでなければならない。
- (3) 建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会は、その目的を達成するため、次の業務を行う。
- i 建築士事務所の業務に関し、設計等の業務に係る契約の内容の適正化その 他建築主の利益の保護を図るため必要な建築士事務所の開設者に対する指 導、勧告その他の業務
- ii 建築士事務所の業務に対する建築主その他の関係者からの苦情の解決
- iii 建築士事務所の開設者に対する建築士事務所の業務の運営に関する研修及 び建築士事務所に属する建築士に対する設計等の業務に関する研修
- iv 前三号に掲げるもののほか、その目的を達成するために必要な業務

2 建築士審査会(士法28条)

一級建築士試験、二級建築士試験又は木造建築士試験に関する事務をつかさどらせるとともに、この法律によりその権限に属させられた事項を処理させるため、国土交通省に中央建築士審査会を、都道府県に都道府県建築士審査会を置く。

3 名称の使用禁止(士法34条)

- ① 建築士でない者は、建築士又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。
- ② 二級建築士は、一級建築士又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。
- ③ 木造建築士は、一級建築士若しくは二級建築士又はこれらに紛らわしい名称 を用いてはならない。

4 罰則

建築士法は、次の罰則を規定している。各罰則がどのようなケースで適用されるかは、条文を参照して欲しい。

士法 38 条、39 条、40 条	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
士法 41 条、42 条	30 万円以下の罰金
士法 43 条	代表者等の違反に対し、法人への罰金併科
士法 44 条	10 万円以下の過料

Check Point

- 建築士事務所につき管理建築士が死亡し、後任の管理建築士が選任されない場合においては、都道府県知事は、当該建築士事務所の開設者に対し、管理建築士が選任されるまでの間当該建築士事務所の閉鎖を命じなければならない。
- ② 建築士事務所につき建築士事務所に属する者で建築士でないものが、その属する建築士事務所の業務として、建築士でなければできない建築物の設計又は工事監理をしたとき、都道府県知事は、当該建築士事務所の登録を取り消すことができる。

- ●× (士法 26 条 1 項)
- 20 (士法26条2項)